

NPO法人ボランティア保険について

第9期生の皆様ご卒業おめでとうございます。

ご卒業後もグループ わ に加入して引続きボランティア活動にご参加頂ける皆様に、グループ わ が加入している保険について簡単に説明することにします。

これまで皆さんが加入されていた「兵庫県ボランティア・市民活動災害保険」は、個人と保険会社との契約であり、団体の一員としての契約とは異なります。

従って万が一事故が発生した場合は個人として保険金の請求を行なうことになります。

しかしグループ わ は一つの団体であるため、例えば会員が事故により他人の身体や財物に損害を与えた場合、法律上の賠償責任を個人のみならず団体に対しても求償される場合があります。これによって被る損害をNPO法人ボランティア保険はこれをカバーしてくれます。またボランティア活動中の個人の傷害についても補償されます。

ただし会員がボランティア活動のため自宅と活動場所との間の通常経路往復中における交通事故については、第三者に対する損害または障害事故について会員本人が加入している自動車保険によるものとします。

補償内容は次の通りです。

補 償 項 目			保 険 金 額	
賠償責任 保 險	賠償責任 (免責金額なし)	対人・対物共通	1事故・保険期間中	2億円
		管理財物	1事故・保険期間中	50万円(現金は10万円)
		人格権侵害	1名(1事故・保険期間中)	50万円(100万円)
	事故対応費用		1事故・保険期間中	500万円
	見舞費用		死亡	50万円
			後遺障害	1.5万円~50万円
入院日数に応じて2~10万円/通院日数に応じて1~5万円				
傷害保 險	死亡保険金額		535万円	
	後遺障害保険金額		535~16.05万円	
	入院保険金日額		8,000円	
	手術保険金額		入院保険金額日額の10・20・40倍	
	通院保険金日額		5,000円	

(本部)